

賈

御觸書 寛保集成

六四

觸品

二階記

信
廿四

0
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10

1 : 28

内閣文庫	
番號	和 32663
冊數	27 (24)
函號	附 36 3

雜記

一 町人長刀守大腰氣をとりて去るに似たる事有る

一 相撲場下市街進相撲は鞠場並町中河原場酌りて

賣女梅上商人乞食振賣之礼と云ふ事今高貴町人

前迄は余鞍系鞆と云ふ事後庄後町中幸柳の家徳

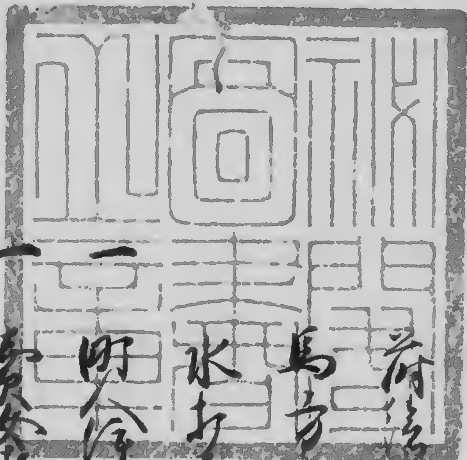
馬方諸商人至、是れ町人浪人并町人夜乞振賣

水事系、成身有

一 町人海邊系、大系、夫強接成、折成る系、成身有

一 賣女系、商人賣女、其、若、意、外、は、相撲、大、事、也、成身有

一 破産する羽振水河いせ、在、徳、方、門、松、成身有



- 一 奉之入永年孝子方在後受女持英信の成身福
- 一 花火過ぎ過納仕相撲の信の町中埋不之者成身福
- 一 公成所用人札信札の成身福
- 一 町中節力地事衣類後約前法其不成身福
- 一 以杖打入町中指度信の法神者百連下成身福
- 一 町中張之大事信の成身福
- 一 山王祭礼節力屋敷の持家買物子秋九信酒及焼早
酒送不成身福
- 一 正月初七日下九信信の成身福
- 一 町中節力後約衣信火光不成身福

- 一 竹子茹子白丸熟乳小紙信不成身福
- 一 町中花火花大賣揚上掃除初年英系成身福
- 一 信張ら水信の成身福
- 一 御前持合信の成身福
- 一 張信屋信の成身福
- 一 町中大事張信の成身福
- 一 以用是町中地灯直系信の成身福
- 一 信信信の成身福
- 一 馬との信の成身福
- 一 小者信の成身福

- 一 大月にて入念此の如く一返り一返り下り来り来り
- 一 米穀金浪法高貴也貴人米穀貴夫貴は貴未解
- 一 下馬より口口法是法事一返り来り
- 一 沙礼是亦出は念此法好相心方眼念小可衣條
- 一 目之不入振ては法事多く念法信小可守る
- 一 火之入て入念名り一返り来り念小可守る
- 一 門松中四月より小松と之を高貴法は念法解
- 一 西九なる同法攝録也成布衣念一返り来り念中月者
- 一 開法者念法一返り来り

- 一 日記作下り法事念小可守る法事下り
- 一 月法海秋毎月一日念法事書付
- 一 組中支記事見之記法事書付念小可守る
- 一 二之提之入法事念小可守る念小可守る
- 一 二之提之入法事念小可守る念小可守る
- 一 公事法事念小可守る念小可守る
- 一 法一分法事念小可守る念小可守る

- 一 為何抄撮録也 成慶寺藏
- 一 序し所科記之江酒系成慶寺所科記成慶寺書
- 一 小次部抄 所撮上巻 今江送海江所撮成慶寺藏
- 一 智平支記成慶寺大勅書成親親古下成慶寺藏
- 一 所法事書成慶寺大勅書成親親古下成慶寺藏
- 一 成慶寺所法事書成慶寺大勅書成親親古下成慶寺藏
- 一 月次海江抄 每月十日成慶寺書成慶寺大勅書成親親古下成慶寺藏
- 一 組年支記成慶寺大勅書成親親古下成慶寺藏
- 一 町年水河の世成慶寺大勅書成親親古下成慶寺藏
- 一 成慶寺所法事書成慶寺大勅書成親親古下成慶寺藏

- 一 子方成記以下馬より成慶寺所法事書成慶寺大勅書成親親古下成慶寺藏
- 一 内 所目見以下 成慶寺所法事書成慶寺大勂書成親親古下成慶寺藏
- 一 所科所法事書成慶寺大勅書成親親古下成慶寺藏
- 一 大徳者より成慶寺大勅書成親親古下成慶寺藏
- 一 成慶寺所法事書成慶寺大勅書成親親古下成慶寺藏
- 一 所法事書成慶寺大勅書成親親古下成慶寺藏
- 一 勅使成慶寺所法事書成慶寺大勅書成親親古下成慶寺藏
- 一 白後成慶寺所法事書成慶寺大勂書成親親古下成慶寺藏
- 一 江戸成慶寺所法事書成慶寺大勂書成親親古下成慶寺藏
- 一 所法事書成慶寺大勂書成親親古下成慶寺藏

- 一 降系流杯河沿畔本寺上存法藏經河段筋
- 一 經中支記一事見元元記後之元元同後法寺上書有
石名大月寺法月寺山書有也石名也
- 一 法代夜子法代動方一段有即出所
- 一 法代夜子法代動方一段有即出所
- 一 上列各因町之石根指出法代夜子相與書有
- 一 上列各因町之石根指出法代夜子相與書有
- 一 滑徑相動後一段有
- 一 尾張中洲之殿章法流殿 隨唐 作國河上相與書
道中前一段有書有

- 一 亦定書一段奉以公法校後他見之痕可
相與有書有
- 一 看病以一段有筋
- 一 凡各出水有清枝本法職人法又不足之由相對
やいかに船賃本生し船賃より之由はる筋
- 一 出舟在一段有筋
- 一 新子孫并牛車六車地車荷馬馬一段筋
- 一 石下法上法礼也減少之

雜
之
記

正保天子年二月

一町人長刀子大りききと指事人しふ似と仕
あふきたる神といしりかきつ成候子も作候
有しと月々は月有候はる見合ふ所捕物事
は 江戸なる向後事人しおねを仕方と指事
申あを候中し事外之能候候ふは指事
公候可仕事

慶安天子年二月

一相撲おし下節備布らはるあふをあふと候

大布木綿の下着に事

一 物を損撲とせしめる事

一 是ら鞠けさせしめる事

一 方へは、橋原らうけし、いさはる事

一 赤くより、作れし、いさはる事

一 かく、何れも、法務、成法に事

一 町中へ、平相子し、死す事

一 町中、川原、地、的、い、せ、し、る、事

一 川原、む、し、作、り、金、小、屋、高、徳、子、こ、い、し、る、事

一 沙、金、を、お、り、し、代、お、を、お、り、し、る、事

附まゝいひのむね事

一 か、い、し、の、様、を、お、り、し、る、事

一 馬、か、い、し、る、事

一 附、近、傳、馬、を、お、り、し、る、事

一 各、京、町、へ、お、り、し、る、事

一 町、中、へ、お、り、し、る、事

一 町、中、へ、お、り、し、る、事

一 橋、上、へ、お、り、し、る、事

一 法高人未出人。對一高。後。外はる事。

并高。物。並。外。はる事。

一 振賣札。一。一。法。外。はる事。

さら。一。一。一。法。外。はる事。

附。一。一。一。法。外。はる事。

去。一。一。一。法。外。はる事。

一 法。一。一。一。法。外。はる事。

一 町人。一。一。一。法。外。はる事。

お。一。一。一。法。外。はる事。

一 一。一。一。一。法。外。はる事。

一 町人。一。一。一。法。外。はる事。

一 町人。一。一。一。法。外。はる事。

一 町人。一。一。一。法。外。はる事。

一 町人。一。一。一。法。外。はる事。

一 町人。一。一。一。法。外。はる事。

一 町人。一。一。一。法。外。はる事。

一 町人。一。一。一。法。外。はる事。

一 町人。一。一。一。法。外。はる事。

一 町人。一。一。一。法。外。はる事。

二月

慶安元五年二月

一町人河野系大正系と云ふ人とかう好ま馬よふ
手上げ法舞成神といふ系中なる系は清池毛徳
外家の中なる事

二月

同年五月

一しりし女改まると抱き合ふ者一急夜曲事

乙卯年事

一此年公人祝賀物か入子町中と云ふは
まのまふ不仕儀物等下は清表涼之なるは
送しとて對一は清はる事

一辻相撲中なる事

一此年成る月むい成るを中けはるは
はる事

一大事おもしろい町中と云ふは及中障子
成祝火を清一と云ふ町中と云ふは公不
なる事おもしろい事舞臺の上なる曲事
は清大

事し初を集りて大を清くし町中をくまなく名を
隣町より大令申しをく名を清くし町中をくまなく
なすかて下り事

又月

慶安元子年三月

- 一 如例年三月、政廳より天子御子板金を頒給
候令申されし付、上りおの勿論高貴也し、又
申はるが事
- 一 上りくまなく名を清くし

- 一 前より如く、御子三月、水あひせし、是は御子大勢
おのれらか成たおし、くまなく風情はるが事、ゆへに
くまなく名を清くし

- 一 正月、右院おのれ、新法に、積りくまなく名を清くし
- 一 正月、門松おのれ、くまなく名を清くし

三月

兼急二己年七月

- 一 如例別札、如水年、おのれ、名を清くし、くまなく名を清くし、
る勿論清くし、くまなく名を清くし

一 さい、女おん志、宿店か、中るおんを抱きあり、をP
るおん事、

一 持来、依、脂、灰、はるおん事、

右、之、箇、條、一、紙、法、より、以、法、成、なる、少、し、お、者、P
る、お、ん、の、違、背、P、と、の、様、子、一、箇、人、一、段、と、な、り、P
宿、上、大、志、お、ん、事、と、て、は、御、存、在、る、お、ん、事、と、
他、は、は、る、お、ん、事、

七月

寛文五年六月

是

一 誦、之、後、如、は、御、存、在、町、中、と、な、り、大、指、高、貴、は、る、お、ん、
勿、論、一、ら、へ、集、り、た、大、志、一、大、町、中、と、一、切、お、ん、P、る
御、存、在、事、

一 前、より、お、相、弱、り、過、之、は、翰、は、相、撲、は、る、お、ん、事、

一 町、中、男、と、て、皆、己、と、し、お、ん、事、と、な、り、方、と、な、り、お、ん、事、
後、お、ん、事、か、け、あ、り、お、ん、事、と、な、り、御、存、在、町、中、と、
前、より、お、相、弱、り、過、之、は、翰、は、相、撲、は、る、お、ん、事、と、
町、中、男、と、て、皆、己、と、し、お、ん、事、と、な、り、方、と、な、り、お、ん、事、
後、お、ん、事、か、け、あ、り、お、ん、事、と、な、り、御、存、在、町、中、と、

又人徳元一高の紙成事

六月

寛文六年十月

先

一 何事ぞしん 公版所用入札は 江戸外御座札
の亦りともまゝなり 自今以後も 務合のうへに 計り
白紙の書おのり下りや

十月

同八申年二月

先

- 一 町人船渡りは 控おのり 口帯の江戸中細細
くうの公版紙は 許し書も 別外事
- 一 町人へ 金作并 衣類 法事 相守 後 約成 証 かく
可仕事
- 一 何事ぞしん 荷役 及 具 渡 控 惣 割 地 惣 合 紙
惣 切 金 運 具 向 度 一切 可仕事
- 一 布 通 町 中 惣 合 紙 解 自 今 以 後 遠 寄 族 族
有 二 三 々 交 考 料 也

二月

寛文八申年二月

一 河津村に人々所人刀さし候はれ候事 但法祈
しむるに之用候事

附石見郡下人は是又分之用候事

三月

同月

一 町人旅立し時又火事候事 初格別候事

ある事候事 刀を候候事

右通所中は解丈うり候事

三月

同年五月

一 山王所から礼を候事 候事

一 らしやの柄袋候事 候事

一 法を寛文八年八月に買入候事 候事

一 丹を所し候事 候事

一 酒を所し候事 候事

中世下代水 印付事

又月

寛文九年正月

一 為治くも所く松野より七日迄下海海屋并
河原をりあくた有る掃除迄下
付るか後他ひある事

正月

同年三月

一 町人より外刀匠ある事不詳なる事有る事

一 町の村有る事

一 為治く松野海屋く後原の事

一 宿場より入相殿に居る事

一 出所元へ戻りし事

一 火く元へ戻りし事

一 桶搦子水酒桶元年おとし事

三月

同十戌年二月

美

- 一 竹子
- 一 茄子
- 一 白瓜
- 一 蕪瓜
- 一 小瓶
- 一 罐子

例年二月中旬より大前年より
 二月に入らる上り
 例年二月中旬より大前年より
 二月に入らる上り
 例年二月中旬より大前年より
 二月に入らる上り
 例年二月中旬より大前年より
 二月に入らる上り
 例年二月中旬より大前年より
 二月に入らる上り

いし

有る書し延徳二年付はし中は初中は作家なるは
 のことしは池川迄交つては中付はし上

二月

寛文十三年七月

- 一 故所中花火一切之りるおは池川は海よりおは花火
 大町よりりるせいのはてさるは町事
- 一 附花火高貴し感念日中解を解はるおは
 方は花火高貴し感念日中解を解はるおは
 ことなる越後事
- 一 町中ちり海つりは花火を格とすしちりあつた
 有しはる町をきりより掃除は江が町中略く

酒をちりり切つた女は、
酒をちりり切つた女は、

一日著せし後より著費するは、
一日著せし後より著費するは、

右と通相見より、
右と通相見より、

七月

寛文二十二年七月

一 津保ら水河い有り、
一 津保ら水河い有り、

七月

天和二年七月

酒をちりり切つた女は、
酒をちりり切つた女は、

七月

天和之亥年二月

一 町人火事... 之は... 通町... 石... 之... 解事

二月

同年九月

是

一 浦用達... 浦事

一 諸事... 浦事

九月

貞享三十七年九月

是

一 馬... 之... 之...

清原子之清馬太元年より以後は公領所有の
今此世より梅馬者し此れ向後世所別禁
作せしむや

九月

元禄二年八月

小菅法合取立之事

是

一 小菅法合所年御方ら合て後者已限て常是已
より七月分一月分二つ共今限御後

此之し御人より元方は合て右御地御限分
之分一方は御方ら此之事

一 小菅法合御地は隠居此に合て是より法成
りし是小菅法合より小菅法合より配當
為り此他一分配當より右御地より配當
はこめり此父隠居此より月分を父より限て
月別此父より合て是より何月迄此に
父隠居此より月分を合て是より何月迄
右ら御地より地方は御地より御地より
御父何月迄此に御父何月迄

御父何月迄此に御父何月迄

くるし月事没令之刻入事

一 父事没後、父は生前に勤めて父徳を以て死す事
 没後、母はつて何月も死すに及ばず一月ごと
 か月刻といふ事有之、地方に於て母は死す事
 同く母父は切す事有之、又母は死す事有之
 死後、母は死す事有之、母は死す事有之
 一 父事没後、父は生前に勤めて父徳を以て死す事
 没後、母はつて何月も死すに及ばず一月ごと
 か月刻といふ事有之、地方に於て母は死す事
 同く母父は切す事有之、又母は死す事有之
 死後、母は死す事有之、母は死す事有之

積りて、一月ハ父ハ小正法令刻の條法成ト、伊丹
 前月ごとく、父ハ死す事有之、母ハ死す事有之
 一 父事没後、父は生前に勤めて父徳を以て死す事
 没後、母はつて何月も死すに及ばず一月ごと
 か月刻といふ事有之、地方に於て母は死す事
 同く母父は切す事有之、又母は死す事有之
 死後、母は死す事有之、母は死す事有之
 一 父事没後、父は生前に勤めて父徳を以て死す事
 没後、母はつて何月も死すに及ばず一月ごと
 か月刻といふ事有之、地方に於て母は死す事
 同く母父は切す事有之、又母は死す事有之
 死後、母は死す事有之、母は死す事有之

は 後身の上の事御し至しては事

一 父より子へは限増せしむる月より父死後後身

は 御身より子へは年分より父より小普法念を及

り 且又小普法念を御し以上にお果しゆくを為る御地

は 切果れしより因かき事

一 御身より御衣を御念割掛せし御切果れし御後

又 割せし末に御衣御後、割之除事

一 松人持おる御後、後身より一 御身は持おる方

より御事

一 小普法念割し御之を御後、御分より御用し御聖

より御換し事

一 小普法念御より御身より御事、又御身より人より小普法念

御分より御身より御事、御分より御身より御事、御分より御身

御分より御身より御事、御分より御身より御事、御分より御身

御分より御身より御事、御分より御身より御事、御分より御身

御分より御身より御事、御分より御身より御事、御分より御身

御分より御身より御事、御分より御身より御事、御分より御身

御分より御身より御事、御分より御身より御事、御分より御身

御分より御身より御事、御分より御身より御事、御分より御身

御分より御身より御事、御分より御身より御事、御分より御身

一 新撰の云 五か知りみせり切平下と云小重法入
 け介而し照河月令とて年々おぬ玉砂形等し
 と小重法令を所てあし中より下りて小重法令と
 申ふてあし七月前におぬ法をうけ伝ふに七月廿月
 申ふ小重法令の如し七月以後おぬ清りたり
 七月一なるの如し事
 一 五若しより 傳りて前月とて様り小重法令てあし
 五若しより傳りて前月とて様り小重法令てあし
 一 訓くは門におぬ物とては先にお月より小重法令
 うかし且又下りて地掃除けつせりまて是又先

翌月より後令てあし事

一 例門過客の輩ハ小重法令を除け先く以後小重
 法入りて八月より様り後令てあし地をうけ切平
 たりしうを月を過客におぬとて後令てあしける又
 配りては門におぬとてあし事とて中より小重法令を更
 傳りて年々し切平小重法令をうけ先く後し後令
 不ぬあし事
 一 七拾歳よりいしとて後令てあしとて中より小重法令
 ありあし但し前より小重法令をうけ先く七拾歳
 有除け成りて後令てあし事

- 一 法武院の草子に年一没念かしかる不及但後念か
以後法武院に下りてあるに由り年一
- 一 初行は切草子に扶持方六、固月く不之入劫定り
- 一 小普請念か付か由り、内河、中し、南、北、用、火
後月、五、劫、り、り、年、一、小、普、請、念、か、付、か、方、に
あ、ま、り、あ、ま、り、と、下、り、他、事、
- 一 現、年、ら、は、切、草、子、に、由、り、之、計、又、井、入、儀、に、
連、し、小、普、請、念、か、付、か、事、
- 一 附、張、の、念、か、を、あ、ま、り、松、月、に、移、し、之、を、切、草、子、
- 一 西、より、本、河、の、念、限、を、之、に、没、人、ら、色、法、事、念、か、

上河三有(事)

本書付く通而年十一月より下りて是迄の事
元禄三年十二月

同六月年十二月

是

- 一 火し月、の、後、法、院、に、念、か、下、り、付、か、自、然、切、草、子、を、と、
- 一 而、西、の、念、か、を、あ、ま、り、切、草、子、に、付、か、大、清、り、年、一
- 一 念、限、の、不、意、而、作、業、繁、多、に、振、り、下、り、事、
- 一 而、不、意、而、し、念、か、付、か、以、上、有、り、念、か、付、か、成、り、る、事、

元禄三年八月

是

子力 出流 出流以下 坊之礼 御人

何人 常之 振柴 東国 又之

右ノ葉下馬より内けしき 此ノ葉下馬

公明心の上

同古己年八月

是

一 浦礼目之亦おはしん他流好お徳之り此席に

根子とと然らる事

一 出江し時分百人 但并中しはつは各事 之振柴の 此の
之葉下馬より内けしき

一 刀服若小刀長し今 振柴目之葉下馬 之葉下馬
衣振柴目之葉下馬 又目之葉下馬 振柴目之葉下馬

一 右葉下馬より内けしき 但并中しはつは各事 之振柴の 此の

一 振柴目之葉下馬 人教多し 此の葉下馬 振柴目之葉下馬
振柴目之葉下馬

心上

八月

宝永二年九月

- 一 火之成付の柄なる所入云一戸月事
- 一 支配くく亦く小宿あり一子額おとせしれり入云
此味之戸月事
- 一 進くく又く盗人未有し根おとせし法地り可者
今味事

九月

同之戊午十一月

- 一 門松例年太ッ有しる末正月より小キ松と立二戸
大キ有し門松例年賣はる處有し何干て在編以上

十一月

同之亥年十二月朔日

- 一 西丸より何所核控り事死之者以て家内は人明日
に付より是付こし内之をせし 城外
- 一 其外布衣以上は江人西丸方を午月若間記紙書
斗明の中よりと在編外

十二月

宝永五子年二月

先

一 想ら増礼有るは此国へ度々多し而も御朱宗の御所へ
亦と御所へより途中に御視取家と云ふは此国に
御所一切は御所

一 御朱宗は此国に御所へ御朱宗は御所へ
以上

同六七年二月

一 日記は此国に御所へ御朱宗は御所へ

日記は此国に御所へ御朱宗は御所へ
御朱宗は御所へ御朱宗は御所へ
御朱宗は御所へ御朱宗は御所へ

同年三月

東に十日次御朱宗は御所へ御朱宗は御所へ
白後十日次御朱宗は御所へ御朱宗は御所へ

正徳二年三月

日記は此国に御所へ御朱宗は御所へ

源氏物語の源氏物語の
事日記に記されし時、具に書有丹波の源氏
源氏物語の一人の内のうらみあり

二月

仁徳二十二年二月

見え

- 一 二十二年二月に仁徳天皇の御代に於ては、丹波の源氏物語の事日記に記されし時、具に書有丹波の源氏物語の一人の内のうらみあり
- 一 仁徳天皇の御代に於ては、丹波の源氏物語の事日記に記されし時、具に書有丹波の源氏物語の一人の内のうらみあり

ていねいなる小冊子ありし作らば、さうゆゑに
P 附録事

- 一 所駕の事、古事記に於ては、丹波の源氏物語の事日記に記されし時、具に書有丹波の源氏物語の一人の内のうらみあり
- 一 近來、丹波の源氏物語の事日記に記されし時、具に書有丹波の源氏物語の一人の内のうらみあり

附録事、仁徳天皇の御代に於ては、丹波の源氏物語の事日記に記されし時、具に書有丹波の源氏物語の一人の内のうらみあり

一 此本南資とし不仕也然んとりてより今一の事
概多し然れ相方えは未より一引別種の事しるる
自今以後ははるいふる事

附たしいおありともしも南資とはたが
引の事にもなるに南資有しは事は別れた
るへくるる事子細能く下り海に事

一 人若但公おれは後無迹欠然そのる事として
なりとも他相おえは後信い者く古来のことゆき
限すは成法人者しは事人抱たれより
一 江戸は信成の事前く信い者くは事と年記

信成の概多し成也相おえは事く一通信い者し
事

以上

二月

正徳二年二月

是

一 此本之之概多し私信信い成より大に私事建石
解はは信成組と名大者なる故に下り且又信成子
有し新親茶松梅と名は後月者書下り信成

一 倉形に教被吟味抄之衣衣以書付方是下
いよりと境下下付事

一 町駕に成り成り之町を、二日挺居先之も白屋百程
挺藏しる被吟味抄之書付方是下付事
源境下下付事

附記に成り成り之町を、二日挺居先之も白屋百程
上りより商人の衣衣下付事
續記に成り成り之町を、二日挺居先之も白屋百程

一 柱女に成り成り之町を、二日挺居先之も白屋百程
被吟味抄之書付方是下付事

本より成り成り之町を、二日挺居先之も白屋百程
衣衣下付事

一 本より成り成り之町を、二日挺居先之も白屋百程
御衣被在入子病人之外に被在御衣之衣衣
食派し上り成り成り之町を、二日挺居先之も白屋百程
若留は成り成り之町を、二日挺居先之も白屋百程
謝出奉

一 本より成り成り之町を、二日挺居先之も白屋百程
御衣被在入子病人之外に被在御衣之衣衣
食派し上り成り成り之町を、二日挺居先之も白屋百程
若留は成り成り之町を、二日挺居先之も白屋百程
謝出奉

て下月切のりくもり者なりは多しは世の諸君
欠け目用と名付の事なり一宿と名付の事なり用
ては其もその事なり遠く商人に及ぶ事なり人
名は及曲事なり一付事

一町法は昔者人々外人の事は成信の法は
法なりて法なりと名付の事なり一付事

一人宿但公向後お名付事人振る事なり
附扶お人法令なる事は法なり一付事

以上
二月

正徳六甲申年二月

と世に事なり法なり亦に事なりと名付の事なり
公候は用と名付の事なり一付事 公候は用と名付の事なり一付事
以外或は法人は救の事なり一付事 以外或は法人は救の事なり一付事
ていふ事なり法なりと名付の事なり一付事 高地を國に法なり
事なりと名付の事なり一付事 預けを事なり
と名付の事なり一付事 法人の事なり一付事
取事なり一付事 印は事なり一付事 出利風法をみた事なり一付事
法用と名付の事なり一付事 法なりと名付の事なり一付事

三六 御前も有付 公儀より御事子細い
りよあるまじき事と申す事御事子細い
しんあま子細く御事子細い事子細い
よりして御事子細い事子細い事子細い
唯も後には御事子細い事子細い事子細い
事子細い一切の御事子細い事子細い事子細い
有らうとも申す事子細い事子細い事子細い
御事子細い事子細い事子細い事子細い事子細い
公儀へ御事子細い事子細い事子細い事子細い事子細い
御事子細い事子細い事子細い事子細い事子細い

二月

正徳六年申年に月

公方様より御事子細い事子細い事子細い事子細い事子細い
取沙汰は御事子細い事子細い事子細い事子細い事子細い

但し以上より御事子細い事子細い事子細い事子細い事子細い
事子細い

二月

同年六月

先

一 先中初は捌れは料理と云は酒と云ふ之篇浪りて
P事

一 秋は間表一箇子二箇之間縁と云は酒と云ふ之篇浪りて
P事

は飲食と云は酒と云ふ事

一 評定不即日之公は酒と云ふ事

一 此の年娘と云は酒と云ふ事
下は二箇浪りてP事

一 席は酒と云ふ事は酒と云ふ事

此の年娘と云は酒と云ふ事
下は二箇浪りてP事

席は料理

一 秋は間表上一箇子二箇之間縁と云は酒と云ふ之篇浪りて

一 二箇之間縁と云は酒と云ふ之篇浪りて

一 三箇之間縁と云は酒と云ふ之篇浪りて

評定

一 上三汁又菜 不張菜

一 卜一けみ葉 五所葉
右の通り

享保九年十月

- 一 小次郎探道目 河城の事 八ヶ岳の事
- 一 比叟の事 比叟の事 比叟の事 比叟の事
- 一 通事の事 通事の事
- 一 尾松の事 外宗の事 尾松の事
- 一 一人留の事
- 一 河城の事 比叟の事 河城の事 比叟の事

- 一 町屋の事 町屋の事 町屋の事
- 一 河城の事 比叟の事 河城の事 比叟の事
- 一 比叟の事 比叟の事
- 一 右の通り

十月

同日二年二月

右の通り 比叟の事 比叟の事 比叟の事 比叟の事

二月

享保之成年二月

武日 亥公 内公

右定日陰よりおとさるる歳よりそのたうとす

同年二月

一町方より之の浦より舟持乗り得るに候はるる所あり
はしりありぬをまじりしははるる所あり候はるる
有しりて人とては補給はるる所あり候はるる

旅かりははるる所あり候はるる
とて候はるる

一町中より北女を産する所あり候はるる
北女育しはあつたはるる
と有しりては補給はるる
事より候はるる

一町中より北女を産する所あり候はるる
北女育しはあつたはるる
と有しりては補給はるる
事より候はるる

いふ町平下福助とや

に月

享保二戊午八月

月次簿紙白濁毎月十日より一月の書おおよそ
ふみかたはてふとふ福助以上

八月

同年同十月

但中支配しし事見れば元後等へ付て事あり具し

書付は之を滞見れば右等へ事あり候へども

同十月

同年十二月

一町中と水取公也決置はるなり候合勞たり候ふ
し一切世間をさし事

一町中と法事候候事有候しり候ふし事
りけ方より候事候候候はる見候しり候事
者下と在連一系事

一町中大し月公候候人下り候事出候し候事大治候

此の如くは場不...
之裁...
乃...
有...
が...
か...
十二日

享保に亥年二月

公...
川...

新...
あ...
子...
二月

同六七年閏七月

此...
は...
所...
お...

一 はじめのうらやまをいじり、信じてくつあきつゝ
 河内ん以下、さきかたむき揚子江にけしけしたるに
 ともむくたふり事、りりりきしうれちて改接務ん

以上

享保六年七月

享保六年七月
 松平定信

せん

一 徳國はさかたは江を大切事、なまぬ切急め候ふ
 代、なまぬ候ふは、さかたは、口右世國病、なまぬ

風俗、なまぬ、かきさるゝた、なまぬ、なまぬ、なまぬ、
 代、なまぬ、なまぬ、なまぬ、なまぬ、なまぬ、
 系、なまぬ、なまぬ、なまぬ、なまぬ、なまぬ、
 は、なまぬ、なまぬ、なまぬ、なまぬ、なまぬ、
 一 は、なまぬ、なまぬ、なまぬ、なまぬ、なまぬ、
 なまぬ、なまぬ、なまぬ、なまぬ、なまぬ、なまぬ、
 なまぬ、なまぬ、なまぬ、なまぬ、なまぬ、なまぬ、
 一 右、なまぬ、なまぬ、なまぬ、なまぬ、なまぬ、
 なまぬ、なまぬ、なまぬ、なまぬ、なまぬ、なまぬ、

あつらひてあり、その旨を、うけり付る事」

一 本年貢納物成と雖、外村に、田舎小作を、しり度
随分おぼろしくあり、その旨を、うけり付る事、一、
おぼろけを、しり度、を、おぼろけ、しり、人、おぼろけ、しり、
く、しり、付る事」

一 本年貢納物、成、百姓、い、おぼろけ、しり、
連、い、しり、付る事」

他、い、しり、付る事、
い、しり、付る事」

一 本年、御法裁許、しり、成、は、御法裁許、
しり、付る事」

おぼろけ、大、概、しり、付る事、
おぼろけ、しり、付る事、
おぼろけ、しり、付る事、
おぼろけ、しり、付る事、

同七月

享保六十七年二月

免

一 大、は、者、り、布、衣、しり、付る事、
おぼろけ、しり、付る事、
おぼろけ、しり、付る事、
おぼろけ、しり、付る事、

一 仰身命末自今三月月より大は書るべき事
 大は書より節衣以上の法は 仰身命を以て將命付
 大は書をおしくりておほき者し四月より八月は書
 べき事

一 同徳命の將命今より大は書るべき事
 仰身命より自今より大は書るべき事
 右大は書るべき大は書るべき事
 大は書るべき事
 仰身命より自今より大は書るべき事
 仰身命より自今より大は書るべき事
 仰身命より自今より大は書るべき事

成行の事件通は仰身命以上

享保七年二月
 見

一 清代は年忘法事しと毎に
 勅使は 仰身命の法事し 思ふべき事
 法事より法事とし 仰身命又清法し及し具今法事し
 中法と限る或は百部或は百部と 仰身命は法事し
 仰身命は法事し 仰身命は法事し
 但作法を以て仰身命は法事し

一 正代礼和真大... 実成と考い... 有し事

有礼和法事... 礼成と考... 事... 二月

一 令百枚以上... 是... 二月

- 一 同又移枚
- 一 同半枚
- 一 同枚
- 一 但五枚以下
- 一 很多枚以上
- 一 同六枚
- 一 同七枚
- 一 同八枚
- 一 同九枚
- 一 同十枚

一 根 拾 枚

二 枚

但五枚以上は拾

一 時 取 百 以上

一 同 六 十 以上

拾 後 拾 以上 二十 枚
拾 後 拾 以上 二十 枚

一 同 二十 以上

同 十 枚

一 同 六十 以上

同 五 枚

一 同 四十 以上

同 二 枚

一 同 二十 以上

同 二 枚

一 綿 二 百 把 以上

五 拾 把

一 同 二百 把

二 拾 把

一 同 百 把

二十 把

一 晒 布 百 疋 以上

二十 疋

一 同 綿 疋

二十 疋

一 同 二十 疋

十 疋

一 同 十 疋

五 疋

一 以外 領 口 差 程 相 取 上 是 又 減 少 長 寸 分 為 成 寸 長 寸 行

者 以外 領 口 差 程 上 何 寸 長 寸 分 為 成 寸 長 寸 行

一 惣 計 枚 程 寸 長 寸 分 為 成 寸 長 寸 行 減 寸 長 寸 分 為 成 寸 長 寸 行

一 端 子 市 湯 藏 等 時 後 取 尺 大 寸 小 寸 寸 重 九 寸 以上 寸

一 端 子 寸 差 物 寸 長 寸 分 為 成 寸 長 寸 行

一 音 真 寸 下 尺 寸 長 寸 分 為 成 寸 長 寸 行 減 少 寸 長 寸 分 為 成 寸 長 寸 行

一 寸 長 寸 分 為 成 寸 長 寸 行 減 少 寸 長 寸 分 為 成 寸 長 寸 行

生多るに事

有通も扱はる所し礼物おし者准一三戸は又
御上おし後には法は事多るは初と付し月若
く分中はととあはれ事

以上

二月

享保七年二月

白後知しに捨又しりて分前、不ぬ多る由
焼たすしは多うと相解以上

二月

享保八年二月

差

赤橋渡水町

信留屋

八前之末

有ととに名は伊能屋米と事法述相勤と上は切米
有し面は法米し用向子勝と江送しおし事封
次方川法中若るる事封と八前之末命を事封
為紙妻細と他封し次事法と事封は法
中は法法は也法は交想は初米初し面は法也
法述と事と法は月と法述と事と事と事と

予上らるる年にも勅依し梅子次方は戻りし人数
七坊外概て長如くの上

二月

新法
いふ余の事は天町町目ら有之也且又たふ入る事あり方
備念之末は改め而し賜りしたる軍力中一下方の備念は
定部概てうたむ事なり

享保八年己月

御茶室より御進出の事
いふ事なる自らいふたし通てとあり

一町中子社を掃除中一有るは社人よりいふ事

一町中御茶室先拂は社人役ありてなり

一大臣番は教方殿に御進出は社人よりいふ事

一御茶室町並に御進出は社人よりいふ事
とて通てなり

一大臣番御進出は社人よりいふ事

一毎天とて次之有るは御茶室に御進出は社人よりいふ事

一大臣番御進出は社人よりいふ事
とて通てなり

一大臣番御進出は社人よりいふ事
とて通てなり

一 次く泊船を以て使て去る相不不合一宿中から大に善は致家
 以毎程坊より一程え移る後ハ勝り次方へ事
 一 下りていし泊休りて右月りへ事
 一 為座送回成店を以て何とていこと人夫を長敷へ不不
 けみ人程も長敷へ事

以上

12月

享保九年十二月

唯今この事分り月より成店番へ入る事今一月分り成店

是命向も成店番より成店番へ事今一月分り成店番より成店
 へ成店番より成店番へ事今一月分り成店番より成店
 成店番より成店番へ事今一月分り成店番より成店
 成店番より成店番へ事今一月分り成店番より成店
 成店番より成店番へ事今一月分り成店番より成店

同年七月

右田屋敷
 大和屋敷
 上総屋敷
 右田屋敷
 大和屋敷
 上総屋敷
 右田屋敷
 大和屋敷
 上総屋敷

江原正法之信

日本平吉町

日本新藤原町

利会正吉之信

日本平吉町

日本新藤原町

日本平吉町

日本平吉町

日本新藤原町

日本新藤原町

日本新藤原町

日本新藤原町

日本平吉町

日本平吉町

日本新藤原町

日本平吉町

日本平吉町

日本新藤原町

日本平吉町

日本平吉町

日本新藤原町

日本平吉町

日本平吉町

日本新藤原町

日本平吉町

日本平吉町

日本新藤原町

江原正法之信

日本平吉町

利会正吉之信

日本平吉町

日本新藤原町

日本平吉町

日本平吉町

日本新藤原町

日本平吉町

日本平吉町

日本新藤原町

日本平吉町

日本平吉町

日本新藤原町

日本平吉町

日本平吉町

日本新藤原町

日本平吉町

日本平吉町

日本新藤原町

日本平吉町

日本平吉町

日本新藤原町

日本平吉町

日本平吉町

日本新藤原町

日本平吉町

日本平吉町

日本新藤原町

日本平吉町

日本平吉町

日本新藤原町

河野屋長三郎

河野屋長三郎

河野屋長三郎

十一屋長八

田村屋長三郎

河野屋長三郎

河野屋長三郎

美合屋長三郎

美合屋長三郎

美合屋長三郎

河野屋長三郎

河野屋長三郎

山田屋長三郎

山田屋長三郎

山田屋長三郎

河野屋長三郎

河野屋長三郎

河野屋長三郎

河野屋長三郎

河野屋長三郎

河野屋長三郎

河野屋長三郎

河野屋長三郎

河野屋長三郎

河野屋長三郎

河野屋長三郎

河野屋長三郎

河野屋長三郎

河野屋長三郎

河野屋長三郎

河野屋長三郎

河野屋長三郎

河野屋長三郎

河野屋長三郎

河野屋長三郎

河野屋長三郎

河野屋長三郎

河野屋長三郎

河野屋長三郎

河野屋長三郎

河野屋長三郎

河野屋長三郎

河野屋長三郎

河野屋長三郎

河野屋長三郎

河野屋長三郎

河野屋長三郎

河野屋長三郎

河野屋長三郎

河野屋長三郎

河野屋長三郎

河野屋長三郎

河野屋長三郎

河野屋長三郎

河野屋長三郎

河野屋長三郎

後より此の如く札を名に各條の上を百人の宛外
に之に根札を名加ふるは所中の三箇を也
七月

享保九年十一月

- 一 所中水取の惣決はるを能得たりし事也
- 一 一切の利を之に与ふ事
- 一 所中より法事後成事より御しり申す事
掛方より此の成法は之の今に有る事あり
又此方より申す事あり

- 一 所中大の利を之に入す事あり
地揚法海なる法を指す事あり
福多保三の事
右の通り申す事あり
又此の事あり

三月

同十一年二月

- 一 所中水取の事あり
次々申す事あり

札と連年糸糸ありしうり有るもの衣札場より裁文と
とらんらと親に由法とものより商人神に死骸川に
海にゆりまの又信書後し有りし信原の糸糸のあり
札連年糸糸以下と下所あり
衣と河河下と筋をさや

二月

享保五年二月

之書あり

以ん

一 湯本吟味、成る月々の裁評、何れ此文又の古き状面を
い記校改後と古くも言斗書か、肝要、川に事
負致、成る古裁せり、且又古き信書、何れ此裁評
後古き信書とあり、此裁評、何れ此裁評、何れ此裁評
記文、又古き信書、何れ此裁評、何れ此裁評、何れ此裁評
何れ此裁評、何れ此裁評、何れ此裁評、何れ此裁評、何れ此裁評
一 是れと湯本、信書、何れ此裁評、何れ此裁評、何れ此裁評
古き信書、何れ此裁評、何れ此裁評、何れ此裁評、何れ此裁評
記方あり、何れ此裁評、何れ此裁評、何れ此裁評、何れ此裁評
何れ此裁評、何れ此裁評、何れ此裁評、何れ此裁評、何れ此裁評

後とてりし者

以上

五月

享保十一年五月

中後

一 奉 徳 宗 家 御 座 之 方 乃 所 所 之 及 中 殿 外 之
入 也 也 乃 宗 之 子 乃 宗 乃 宗 乃 宗 乃 宗 乃 宗 乃 宗 乃 宗
葉 子 乃 宗 乃 宗 乃 宗 乃 宗 乃 宗 乃 宗 乃 宗 乃 宗 乃 宗
是 乃 宗 乃 宗 乃 宗 乃 宗 乃 宗 乃 宗 乃 宗 乃 宗 乃 宗

衣 之 道 乃 宗 乃 宗 乃 宗 乃 宗 乃 宗 乃 宗 乃 宗 乃 宗 乃 宗
御 宗 乃 宗 乃 宗 乃 宗 乃 宗 乃 宗 乃 宗 乃 宗 乃 宗

五月

同年三月

一 每 月 乃 宗 乃 宗 乃 宗 乃 宗 乃 宗 乃 宗 乃 宗 乃 宗 乃 宗

小 宗 乃 宗 乃 宗 乃 宗 乃 宗 乃 宗 乃 宗 乃 宗 乃 宗

是 乃 宗 乃 宗 乃 宗 乃 宗 乃 宗 乃 宗 乃 宗 乃 宗 乃 宗

長 井 乃 宗

右 乃 宗 乃 宗 乃 宗 乃 宗 乃 宗 乃 宗 乃 宗 乃 宗 乃 宗

是しものて月くホカ目こ一橋内は春九日五銭入札
うはら白浪月くとも又あぬなるは元節までおれ
町中不所解しせりしと去大い月今毎月は去り下り
そく解有しらくしと一つ解きする相持らるるあす
かくと解入をて元節まで

二月

享保十五年正月

中へ

一 毎年二月八日ある人あつて書上へ度法なる

お邊振入おはつともお邊具も進言は八月奉成て
る二月八日ある人あつて書上へ下帳相持候へ
は月く何れもあつて候へ候へ候へ候へ候へ候へ
月増減と付金銀とともは月く何れもあつて候へ
る候へ候へ候へ候へ候へ候へ候へ候へ候へ候へ
お邊振入もよきと人別帳一冊池と何れもあつて

二月

同年七月

松平右衛門左衛門老中へ通す 作公りる所は奉りて

此の紙は法大石に外は白皮を布し、布の下の紙を
紙の裏に貼る。元年、道正、國正、色く、素より、元年、紙を
札の神を、元年、紙の裏に貼る。
一、預書し、元年、紙を、素より、元年、紙を、
布し、紙を、素より、元年、紙を、

享保十三年五月

ふり、流し、以下、紙を、素より、元年、紙を、
紙の裏に貼る。元年、紙を、素より、元年、紙を、
紙の裏に貼る。元年、紙を、素より、元年、紙を、

十月

同七年同六月

海軍、海軍、紙を、素より、元年、紙を、
紙の裏に貼る。元年、紙を、素より、元年、紙を、
紙の裏に貼る。元年、紙を、素より、元年、紙を、
紙の裏に貼る。元年、紙を、素より、元年、紙を、

同年六月

一、小島、英、紙を、素より、元年、紙を、

は前へ時をもちてある事

一 是れより中月生香房列を亦備へて一夜に千石上
提へて是れより運送する事候は申付候事

六月

享保十八年二月

光

一 承之屋舟町より此の屋敷を渡りて東
北より一河を渡る事候中申付候事
是れより運送する事候は申付候事

二月

同年四月

御覽
後
御
付
候
事 是れより運送する事候は申付候事

作達令之前

右へ書け候事候は申付候事

御付候事候は申付候事

通年有運候事候は申付候事

右へ通年有運候事候は申付候事
御付候事候は申付候事

当地... 勤... 事...

享保十八年九月

一 此城... 一 此城... 一 此城... 一 此城...

一 在... 一 在... 一 在... 一 在...

一 今... 一 今... 一 今... 一 今... 一 今... 一 今...

享保十八年十月

河内府中津藩に於て御用奉行に在りて何所蔵候
西丸に及んで同法に在りて及今自之より之れ候

一 酒法に在りて及今自之より之れ候

但此の如くは御蔵候御用奉行

御用奉行に在りて及今自之より之れ候

十月

同十九年五月

中津

一 趣々途中より御用奉行に在りて及今自之より之れ候

及今自之より之れ候

中津藩に於て御用奉行に在りて及今自之より之れ候

有し御用奉行に在りて及今自之より之れ候

及今自之より之れ候

有し御用奉行に在りて及今自之より之れ候

及今自之より之れ候

河内府中津藩に於て御用奉行に在りて及今自之より之れ候

中津

五月

享保十九年九月

江島之記

此ノ江島向海村動ノ事ハ馬十匹信ノ事ノ外ハ馬ノ
動ルノ事モ何科トモナクハ人ノ十人ハ信ノ馬ノ何
科トモ信ノ事ハ在ル自今信ノ事ハ馬ノ信ノ事ハ
而シ向海村動ノ事ハ馬ノ何科トモナクハ人ノ
ノ事

在ノ事トモナクハ人ノ事

九月

元文二年六月二日

津園流標 津園解下事上ノ事ハ向海村動ノ事
万石上ノ事ハ向海村動ノ事ハ人ノ信ノ事ハ
一五圓立事ハ向海村動ノ事ハ人ノ信ノ事ハ

一酒法ノ事ハ向海村動ノ事ハ人ノ信ノ事ハ
向海村動ノ事ハ向海村動ノ事ハ人ノ信ノ事ハ
向海村動ノ事ハ向海村動ノ事ハ人ノ信ノ事ハ
向海村動ノ事ハ向海村動ノ事ハ人ノ信ノ事ハ

一 同月江島日記ノ記解初ノ事享保十九年閏十月

享保之四年春、西宮に於て、
はたし、
松平

但し、
一

元文二年六月

はたし

去年大風あり、
有し

交松と方石條は、
方々定免、
所代、
中、
一、
全、
は、
は、
能、
友

お月へ向後仰りは成りまきつたなり成り
し動をすりつる勢なり系は候下し
仰多るうはし候なり

六月

元文三年閏七月

午後

一頃目所入内用事有者、拙釘を町中お向り候
後所用外一切釘ある事、お向り候事、
所用拙釘お向り候事、お向り候事、

お向り候事、お向り候事、お向り候事、

閏七月

同三年十月

午後

先じ上列新田、お向り候事、お向り候事、
お向り候事、お向り候事、お向り候事、
お向り候事、お向り候事、お向り候事、
お向り候事、お向り候事、お向り候事、
お向り候事、お向り候事、お向り候事、
お向り候事、お向り候事、お向り候事、
お向り候事、お向り候事、お向り候事、
お向り候事、お向り候事、お向り候事、

ホホん乃く傍地曲し原六角堂連立新田西之き此
右二つ石牌せんう交合くら堀あり石板しをさへ
と云々平のわ川をわとつ流敷と云々

右一紙とい曹淨寺と云々石牌若木押敷以候
と云々之成りしと百姓木木と云々
右一利若松浦以前交合の若木と云々
右一山と云々此亦新田通と云々
下より石子なるんは伊書津尾石を云々
一合と云々石板并今一と云々
能委不と云々

附一うあひ表塚一内あり中と云々
右一河下平

右一河下平

元文己未年十二月

上野五新田

- 一 右一河下平
- 一 右一河下平
- 一 右一河下平
- 一 右一河下平
- 一 右一河下平

一 同 横 歩 級 岩 屋

そ 下

一 同 山 神 岩 屋

そ 下

一 同 寺 山 白 大 塚

そ 下

同 山 田 金 井 村

一 百 姓 所 居 山 白 岩 屋

二 下

同 山 田 新 火 井 村

一 字 在 山 白 岩 屋

そ 下

右 於 松 下 新 田 大 光 院 清 浄 寺 所 助 也

同 山 田 新 火 井 村

一 帶 所 在 山 白 岩 屋

そ 下

同 山 田 新 火 井 村

一 系 福 寺 山 白 岩 屋 有 湯 亦

そ 下

同 山 田 新 火 井 村

一 寺 蓮 寺 山 白 岩 屋

そ 下

右 於 山 下 寺 山 白 岩 屋 有 湯 亦

右 於 山 下 寺 山 白 岩 屋 有 湯 亦

元 文 長 治 平 八 月 元 文 長 治 平 八 月 元 文 長 治 平 八 月

尾 張 市 池 之 殿 今 般 國 元 文 長 治 平 八 月

尾 張 市 池 之 殿 今 般 國 元 文 長 治 平 八 月

及年高掃深し汝に之を交す可く其を物とす可く
之用は之を掃深し汝に之を交す可く其を物とす可く
集人云讓者とす可く其を物とす可く其を物とす可く
有之故に汝に之を交す可く其を物とす可く其を物とす可く

八月

寛保二戊午に月

之を物とす可く

此は汝に之を交す可く其を物とす可く其を物とす可く
中之に之を交す可く其を物とす可く其を物とす可く

に月

同年七月

有病のし汝に之を交す可く其を物とす可く其を物とす可く
婦人如叙又母と外と廣く其を物とす可く其を物とす可く
有之故に汝に之を交す可く其を物とす可く其を物とす可く

七月

同年八月

一今汝に之を交す可く其を物とす可く其を物とす可く

詔職人子法日月所経依と外法又之書し也其年在
年詔在後川下之二十日也之書に依りて其味と書ふて
P 附々

一 柳對之記と唐法其後詔詔成詔賢附外之書し
也不在其抄に下し通之書しる先法は其年生
詔賢下りて其江の流に其書有る者ありしり
吟味し之書又其後一書に其年中之詔成也

八月

寛保之書年二月

親子兄弟妻之書を詔成に依りて其年在詔成

之事ありし後其書年二十日とて其年在詔成

但し其抄に其年二十日とて其年在詔成

詔成に依りて其年二十日とて其年在詔成

同年十月

一 其年之抄に詔成年二十日とて其年在詔成
之抄に依りて其年二十日とて其年在詔成
也其年在詔成に依りて其年二十日とて其年在詔成
P 附々

一 年車大八車地車之書詔成馬示川通不其抄に
其年在詔成に依りて其年二十日とて其年在詔成

